

令和7年12月26日

志賀町建設工事請負業者の指名停止について

志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱第2条第1項（別表第2第10号）の規定に該当すると認められるため、下記のとおり指名停止とする。

1 商号又は名称	株式会社アイワーク
2 住所	石川県金沢市桜田町2丁目62
3 指名停止期間	令和7年12月26日から 令和8年12月25日まで（12箇月）
4 理由	令和6年12月に志賀町が発注した「志賀町デイサービスセンター居室環境整備物品購入事業」の指名競争入札において、公契約関係競売入札妨害で当該代表取締役が略式起訴されたことが判明した。 このことは、志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱第2条第1項（別表第2第10号）の規定に該当すると認められるため、指名停止とする。

【事務担当】

企画財政課

電話 0767-32-9331（直通）